

日本銅学会  
< 研究部会運営細則 >

# 日本銅学会 研究部会運営細則

## (目的)

第1条 本細則は、銅及び銅合金の技術的課題（学界からのシーズ、業界からのニーズ等）に対し、産学連携により研究・調査を進める研究部会（以下、部会という。）の設置、運営等について定める。

## (設置)

第2条 部会は、研究委員会（以下、委員会という。）が管轄し、その運営においては、委員会が責任を持つものとする。

2. 部会を設置しようとする者（発起人）は、様式1の研究部会実施計画書を委員会に提出する。委員会は、部会設置の可否について決議する。

## (構成)

第3条 部会は、業界会員及び学界会員各2以上の参加を必須とする。

2. 部会には、部会長、副部会長及び幹事を1名ずつ置く。
3. 幹事は、運営費の管理及び会合の議事録の作成を行う。

## (期間)

第4条 部会の活動期間は2年間とし、必要に応じて1年間の延長を認めるものとする。

2. 延長の可否については委員会にて決議し、理事会での承認を必要とする。

## (参加、脱退)

第5条 部会への参加者（発起人、部会長、副部会長、幹事を含む）は、日本銅学会の会員であることを必須とする。なお、業界会員の1企業から複数名が参加することを妨げない。

2. 参加者は、公募にて募集する。公募期間は1月から3月の間とし、新年度4月から部会を開始させることを原則とするが、年度途中での公募及び開始を妨げるものではない。
3. 部会の活動期間中での脱退もしくは途中参加は、時期を問わずこれを認める。なお、途中参加についての公募は行わず、当該部会の承認を得るものとする。

## (費用)

第6条 部会に参加する業界会員の企業は、部会ごとに決められた年間費用を年度毎に日本銅学会に支払うものとする。日本銅学会からも、「研究及び調査の実施事業費」から費用を支弁し、参加企業からの年間費用と合わせて部会の運営費とする。

2. 活動期間中に脱退及び活動期間中に部会が中止もしくは解散しても、支払った費用は返却しない。また、途中参加の場合でも年間費用全額を支払うものとする。
3. 運営費は、学側参加者の旅費、会議資料及び報告書等の印刷費、消耗品等に充当するものとする。

4. 年度内の活動において運営費が足りなくなった場合には、当該部会にて協議の上、参加企業から追加の年間費用を徴収する場合がある。
5. 発生した費用に関しては、幹事が日本銅学会事務局に連絡し、日本銅学会事務局が運営費より支払処理を行う。なお、旅費や謝礼金に関しては、別に定める謝金規程に従うものとする。
6. 日本銅学会事務局は、年度毎に運営費の収支をまとめ、委員会に報告する。

(任務)

- 第7条 部会での会合の都度、幹事は会合の日時、参加者、目的及び実施事項等を簡潔に記した議事録を委員会に提出する。議事録は、委員会が議事内容を確認したのち、日本銅学会事務局にて10年間保管する。
2. 部会の活動期間が満了したら、日本銅学会に対し速やかに成果報告書を提出し、原則として直近の日本銅学会講演大会でその成果を発表するものとする。
  3. 活動期間中に部会を中止もしくは解散する場合には、その理由を委員会に連絡するとともに、それまでに得られた成果についてまとめ、成果報告書として日本銅学会に報告する。
  4. 成果報告書は、部会参加者に限らず日本銅学会会員は誰でも閲覧することができる。

(規程の改廃)

第8条 本細則の改廃は理事会の議決による。

附 則

1. 制定・改定履歴

制定：2019年 3月28日

改定： 年 月 日

## 研究部会 実施計画書

提出日：20xx 年 xx 月 xx 日

提出者：うさぎや大学 伸銅 太郎

1. 研究部会名（余り細かな名称としないこと）

例) 銅合金の〇〇〇〇〇〇に関する研究部会

---

2. 活動期間

20xx 年 xx 月 ~ 20xx 年 xx 月

---

3. 研究の要旨（本研究の背景、目的、目指す成果等について簡潔に記す）

---

---

---

---

4. 活動内容（本研究にて実施する（したい）項目について箇条書きにて記す）

・〇〇の調査

---

・△△の講演

---

・□□の実験・評価

---

・◇◇の実施

---

・

---

---

5. スケジュール（年度ごとの活動項目や会合回数等を記す、書式は自由（下記は一例））

20xx 年度：〇〇の調査、△△の講演、会合回数 ○回

---

20xx 年度：□□の実験・評価、◇◇の実施、会合回数 ◇回

---

---

6. 活動予算（旅費、印刷費及び消耗品等の年間費用について概算を記載する）

---

---